第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成28年10月7日　金曜日　官　報　（号外第223号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産・免責・再生関係
特殊法人等
平成二十七事業年度財務諸表（独立行政法人日本スポーツ振興センター・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所）・独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構・日本弁護士連合会裁決・厚生年金基金解散・清算人就任関係　一
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他　三
会社決算公告　六

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５４号
群馬県みどり市笠懸町鹿168番地１
債務者　市村　　実
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１６２号
三重県津市高茶屋小森町1404番地　メゾンひかり館１－Ａ
債務者　伊藤多典紀
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５０号
三重県三重郡朝日町大字縄生888番地１　アルカディア　１－Ｂ号室
債務者　足立　裕磨（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団４－203
債務者　鈴木加代子
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
愛媛県松山市一番町１丁目13番地３　ライオンズマンション一番町702号
債務者　立川　恭子
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1687番地　宮崎アパート２階３号
債務者　森崎　信子
１　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
　　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６０号
長野県松本市並柳３丁目５番11号
債務者　小林　　浩
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６６号
長野県岡谷市川岸中１丁目２番52号
債務者　中嶋麻梨子（旧姓赤羽）
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６７号
長野県諏訪市大字湖南1057番地　フレグランスコイケＡ101
債務者　林　　徹
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６４号
長野県飯田市松尾城3982番地３
債務者　宮井　雅弘
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第６５号
長野県飯田市松尾城3982番地３
債務者　宮井　幸子
１　決定年月日時　平成28年９月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第６４号
岐阜県可児市川合371番地１　クイーン104、前住所岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の1091
債務者　山崎翔一朗
１　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部